

次世代育成支援のための行動計画

日本において少子化が急速に進行し、社会経済に深刻な影響を与えることが懸念される中、この流れをかえるための対策として、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が公布され、事業主は、仕事と家庭の両立を支援する具体的な行動計画を策定することとなりました。

ATR における次世代育成支援に関する諸制度は、既に法定を上回る内容となっていることから、多様化する一人ひとりの生き方を尊重し、その能力を十分に発揮できるように、職員が主体的に判断しながら制度を活用できる職場環境の整備を実施することが重要であるとの認識に基づき、周知・啓発活動を中心とした行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年10月1日～平成33年9月30日
 (平成28年10月1日～平成33年9月30日(5年間延長))

2. 内容

目標1

- 育児・介護休職および勤務時間短縮制度などを活用しやすい
職場環境の整備と制度の周知
- 育児・介護休職および勤務時間短縮制度の取得水準の向上

目標2

- 時間外勤務の削減

目標3

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする上司・同僚などによる
就業環境を害する行為・ハラスメントの防止

対策

- ・社内ホームページ・メール等で情報発信する
- ・経営層・管理職へ継続的な啓発を行う
- ・効率的な業務遂行、メリハリのある仕事の仕方を推奨する
- ・社員研修等によりワークライフバランスに関する意識付を継続的に行う
- ・社内に相談窓口を設ける